



# 国立大学リスクマネジメント情報

2014(平成26)年6月号

<http://www.janu-s.co.jp/>

## 特集テーマ

### 賠償責任保険のポイント（1）

5月号では、財産保険のポイントを特集しましたが、皆さんからのご質問が一番多く寄せられる賠償責任保険について、ご理解いただくポイントを6月、7月の2回に分けて説明いたします。

#### 1. 傷害保険と賠償責任保険

大学で学生等の人身事故が発生した場合、保険の適用で考えなければならないのは、学生が加入する学研災等の傷害保険と大学が加入する賠償責任保険です。

##### 1) 学生が加入する傷害保険

各大学では、大学で起こる事故に対応するため、公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）が運営する学生教育研究災害傷害保険への加入を学生に義務付けていると思います。この保険は、①正課中、②学校行事中、③キャンパス内にいる間、④課外活動中の事故に対して定額の保険金が支払われ、通学中等の事故を補償する特約も付加できます。

他の傷害保険や大学生協生命共済に加入していれば、それぞれの条件により定額の保険金が支払われ、損害賠償の受取りを含め、実際に受けた損害の額を上回ることも保険金を受け取ることができます。

傷害保険はケガ（身体の傷害で死亡を含む。）のみが支払い対象で、対物損害については支払われません。

##### 2) 大学が加入する賠償責任保険

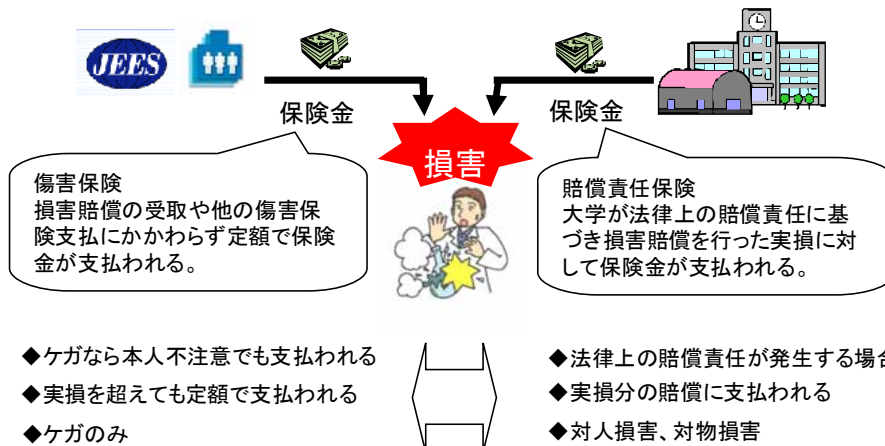
一方、大学が加入する賠償責任保険は、大学が法律上の賠償責任により損害賠償を行った場合に保険金が支払われます。傷害保険はケガが発生すれば保険金が支払われますが、賠償責任保険は、大学に法律上の賠償責任が発生しなければ支払われません。

支払われる保険金の額も実際の損害を上回ることはありません。複数の賠償責任保険に加入していたからといって複数倍の保険金が支払われることはありません。

賠償責任保険は、ケガだけでなく対物損害についても保険金が支払われます。

#### 学研災等の傷害保険 (学生が加入)

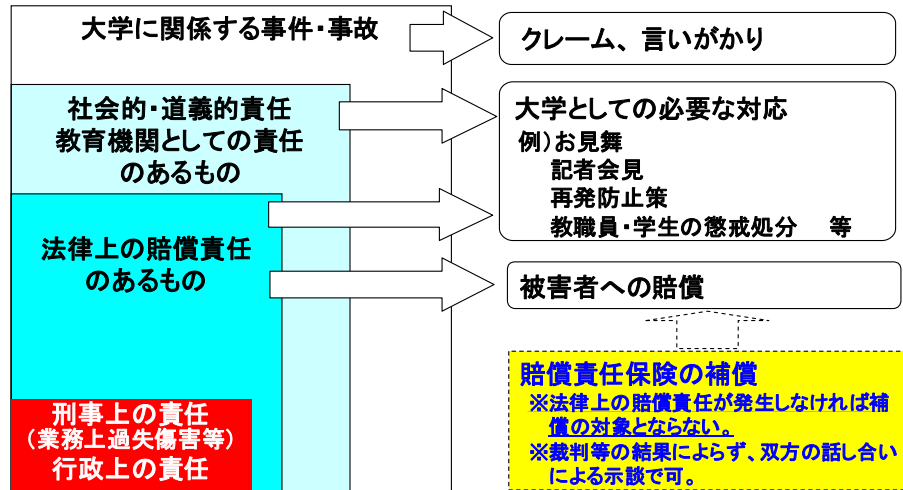
#### 大学の賠償責任保険 (大学が加入)





## 2. 法律上の賠償責任

大学に関連する事故には、様々なものがありますが、その全てに法律上の賠償責任が発生するとは限りません。法律上の賠償責任が発生しなくても、一般的な道義的責任や教育機関としての社会的責任により様々な対応が必要となりますので、全体的なリスクマネジメントの体制整備が必要です。



### 1) 主な法律上の賠償責任

法律上の賠償責任の発生が賠償責任保険の適用の要件ですが、その判断は何によって行われるかという点、裁判の判決や和解による場合には明確ですが、通常は賠償の示談が民法の損害賠償の規定により行われているかにより判断されます。

大学で発生する事故に関連する民法上の賠償責任としては、主に以下のものが考えられます。

- ① 不法行為責任 …… 大学（教職員を含む）が故意・過失により損害を与えた場合、賠償責任を負います。
- ② 使用者責任 …… 教職員が故意・過失により損害を与えた場合、大学は使用者として賠償責任を負います。
- ③ 債務不履行責任 …… 一定の債権債務の関係にある者の間で、その債務の履行が行われな  
(安全配慮義務違反) い等により損害を与えた場合、債務不履行責任が問われます。学生や教職員に対する大学の安全配慮義務違反があった場合、借用建物に損害を与えた場合などに、債務不履行による賠償責任を負います。
- ④ 土地工作物責任 …… 建物等の工作物の所有者、管理者は、その瑕疵や管理の手落ちにより損害を与えた場合、賠償責任を負います。
- ⑤ 代理監督者責任 …… 責任無能力者（一般的に小学生以下の者や障害により判断能力を欠く者）を小学校、幼稚園、保育所等で預かる場合、代理監督者として賠償責任を負います。

⇒ 本紙 2011(平成 23)年 12 月号「損害賠償の法的基礎」をご参照ください。

#### <よくある質問(1)>

講演依頼した講師が来校途中に交通機関の事故でケガをしたような場合、大学での講演のために交通機関を利用したのですから事故と講演依頼には因果関係がありますが、依頼したらとって事故に遭うわけではなく、また、交通機関の事故に対して大学の過失はなく法律上の賠償責任は発生しません。道義的には、来校していただく途中の事故ということで、お見舞金をお出しするといった対応は考えられますが、その場合でも賠償責任保険では支払われません。



## 2) 法律上の賠償責任の留意点

以下のような場合には、法律上の賠償責任が問われない場合があります。

- ① 不可抗力…… 台風や豪雨により発生した被害に対しては、一般的には不可抗力として賠償責任が発生しません。ただし、施設等の管理が十分でなかった、危険が予見されるのに対策を講じていなかった、安全確保の措置を適切にとらなかった、などの落ち度がある場合には賠償責任を問われます。
- ② 失火法……… 失火者の賠償責任については、「失火ノ責任ニ関スル法律」(明32.38 法 40。失火法)が適用され、重過失でなければ不法行為による賠償責任が免除されます。  
大学施設の漏電で火災が発生し、近隣の民家に延焼したような場合、重過失でなければ賠償責任を問われないことになります。ただし、免除されるのは不法行為による賠償責任であるため、大学が借用しているオフィスで火災が発生した場合、重過失でなくても貸主に対する債務不履行による賠償責任は免除されません。

## 3. 賠償責任保険の種類

法律上の賠償責任が発生した場合を補償するのが賠償責任保険ですが、その補償対象は、基本的には身体障害(ケガや病気)、財物損壊(対物損害)となります。それ以外にも精神的損害(名誉毀損や精神的苦痛)や経済的損害に対して賠償責任が発生することが考えられますが、それらを補償するためには、特別の保険が必要となります。

### 損害の態様と国大協保険(賠償系保険)の適用

財物損壊	身体障害	その他(精神的損害、経済的損害等)
(メニュー1) 総合賠償責任保険(特約) (海外は海外活動賠償責任補償特約)	-----	同左拡張担保部分 (メニュー1) インターネット賠償責任補償特約 (メニュー1) 個人情報漏えい等賠償責任補償特約 (メニュー1) 学校専門賠償責任補償特約
(メニュー1) 借家人賠償責任補償特約	(メニュー1) 使用者賠償責任補償特約	
(メニュー1) 受託物損壊補償特約		
<保健管理センター> (メニュー2) 診療所賠償責任保険		
<ヨット・モーターボート> (メニュー4) ヨット・モーターボート総合保険(賠償責任条項)		

### <よくある質問(2)>

企業からの依頼で大学が研究を行い、その結果に基づいて企業が商品開発を進めたが、研究結果に誤りがあり、商品開発を断念した場合、大学に法律上の賠償責任が発生するが、企業が商品開発のために投資した経済的損害は、財物損壊には当たらないため、国大協保険メニュー1 総合賠償責任保険では補償されません。



## 4. 事故が起こったら

自動車保険と異なり、国大協保険では示談交渉の保険会社による代行は行われません。被害者との交渉は、大学担当者が行うこととなりますが、保険会社の承認なしに示談をしてしまうと、示談金額まで保険金が支払われないことも考えられます。賠償事故に発展しそうな事故が発生した場合には保険会社に事故報告を行い、解決に向けての交渉のアドバイスを受けることをお勧めします。

なお、物損の場合の損害賠償は、基本的には時価額により行われるので、この点についても被害者との交渉に当たって注意が必要です。

H26. 5 月

## 大学リスクマネジメント News PickUp

<Web上のニュースから検索>

### <事件・事故>

- 5. 1 ○大学の4階建て建物の屋上付近から出火。消防車など12台が出動し、放水して消火活動にあたり約1時間半後に鎮火。校内放送で学生らを避難させ、ケガ人なし。
- 5. 5 ○大学で、4月下旬、体育会系の部の新入生歓迎コンパに参加していた1年の学生2人(未成年)が、急性アルコール中毒とみられる症状で市内の病院に救急搬送。
- 5. 8 市内のカラオケボックスで飲酒した○大学の未成年学生11人が補導。そのうち1人が深酔いし病院に搬送。

### <入試等ミス>

- 5. 8 ○大学は、1月に実施した入試で誤った選択肢を正答とする採点ミスが発覚、13人を追加合格にしたと発表。
- 5. 14 ○大学は、2月に実施した一般入試Ⅱ期日程の選択科目「日本史B」で、解答の選択肢に正答がない出題ミスがあり、5人を追加合格にしたと発表。
- 5. 30 ○大学は、2月に実施した前期入試の選択科目「世界史」で出題ミスがあり、4人を追加合格にしたと発表。

### <情報セキュリティ>

- 5. 7 ○大学は、学生など58人分の氏名や性別、学部、学籍番号などが保存されたUSBメモリが所在不明になっていると公表。
- 5. 9 ○大学は、同病院の医師が患者225人分の個人情報が保存されたUSBメモリの入ったカバンを、JRの車内に置き忘れたと発表。
- 5. 19 ○大学は、大学のネットワークを利用するため学生に配布したID、パスワードを留学生3人が外部に漏らし、第三者が海外から不正にアクセスしていたと発表。
- 5. 20 ○大学は、職員のウェブメールのアカウントがフィッシングメールにより詐取され、同職員のメールアドレスから迷惑メールが大量に送信される被害が発生したと発表。

### <学生・教職員の不祥事>

- 5. 8 3D(3次元)プリンターで製造したとみられる殺傷能力のある樹脂性の拳銃を所持したとして、○大学職員を銃刀法違反(所持)容疑で逮捕。
- 5. 20 ○大学は、教え子の大学院生が書いた論文を国際的な雑誌に投稿、その後論文の校正段階で著作者から大学院生の名前を削除し、教授自らを第一著者として掲載した教授を出勤停止1年の懲戒処分。

#### 配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先、ご登録いただいた方にメールで配信させていただきます。 (無料) 配信登録、解除は弊社ホームページからお願いします。 ⇒ <http://www.janu-s.co.jp/>

#### 情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。  
⇒ [info@janu-s.co.jp](mailto:info@janu-s.co.jp)

#### バックナンバー

- 14. 5月 財産保険のポイント
  - 14. 4月 国際交流活動対応支援セミナー報告
  - 14. 3月 研究に関する不正
  - 14. 2月 無給研究員等の事故と保険
  - 14. 1月 国大協保険次年度改定の概要
  - 13. 12月 賠償事故対応の実務
  - 13. 11月 ニュースから見た大学のリスク
  - 13. 10月 水濡れ事故と保険適用
- ※弊社ホームページからダウンロードできます。

発行 有限会社 国大協サービス  
東京都千代田区神田錦町3-23

協力 株式会社インターリスク総研  
三井住友海上火災保険株式会社